

## 泉南市暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉南市暴力団排除条例(平成25年泉南市条例第18号。以下「条例」という。)

第7条及び第8条の規定により、泉南市(以下「市」という。)が発注する建設工事、設計・測量・役務提供等の委託業務及び物品購入等(以下「公共工事等」という。)から暴力団を排除するための措置について必要な事項を定め、公共工事等の適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び泉南市暴力団排除条例施行規則(平成25年泉南市規則第30号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(入札参加除外の措置等)

第3条 市長は、泉南市入札参加資格審査等に関する要綱に基づき入札参加資格を有すると認められた者(以下「有資格者」という。)が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、泉南市暴力団等排除対策委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、同表に定める期間において、当該有資格者を公共工事等から排除する措置(以下「入札参加除外措置」という。)を行うものとする。

2 前項の規定は、条例第8条第1項第4号に規定する入札の参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、登録を取り下げた日から1年を経過しない者(以下「登録取下げ者」という。)及び入札参加除外措置を受けた有資格者を構成員とする共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは、「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき、入札参加除外措置を行った有資格者(以下「入札参加除外者」という。)について、別表第1号の措置要件に該当した場合は入札参加除外措置を行った日から2年、別表第2号から第5号までの措置要件に該当した場合は入札参加除外措置を行った日から1年が経過し、かつ、当該入札参加除外者から入札参加除外措置の解除の申し出があり、別表各号に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の議を経て、当該入札参加除外措置を解除するものとする。

4 前項の場合において、市長は、別表各号に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を、当該入札参加除外者に対して求めることができる。

(注意喚起)

第4条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て、有資格者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起することができる。

(入札参加資格における排除)

第5条 市長は、泉南市入札参加資格審査等に関する要綱の規定による入札参加資格審査に際し、入札参加除外者及び大阪府警察から別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報等を受けた者(以下「入札参加除外者等」という。)の入札参加資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第6条 市長は、公共工事等の一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者等の入札参加資格を認

めてはならない。

2 市長は、入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、公共工事等の指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者等を指名してはならない。

2 市長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、入札参加除外者等を随意契約の相手方としてはならない。ただし、入札参加除外者等の所有する土地を買収する必要がある場合等、当該契約の目的及び内容から入札参加除外者等を随意契約の相手方とする必要がある場合を除く。

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第9条 市長は、入札参加除外者等を市発注の公共工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。以下同じ。）とすることを認めてはならない。

2 市長は、契約の相手方が入札参加除外者等を下請負人又は受任者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、条例第8条第1項第6号の規定により、契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

3 前2項及び前3条の規定は、入札参加除外者等を構成員とする共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第10条 市長は、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、条例第8条第1項第5号の規定により、当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。

(誓約書)

第11条 市長は、契約の相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、当該契約の相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれ徴収し、市に提出するよう求めることができる。

2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約の相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。）は、委員会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該違反者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員及び規則第3条第5号アからエまでに規定する者（別表において「役員等」という。）

のうちに暴力団員のある事業者に該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年

(2) 規則第3条第1号から第6号までに掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年

3 市長は、契約の相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、適切な措置を講じるものとする。

(外郭団体等への協力要請)

第12条 市長は、第3条の規定により入札参加除外措置等を行ったときは、外郭団体、指定管理者等に対して、同様の措置を行うよう求めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 市長は、契約の相手方が契約履行に当って、暴力団員又は暴力団密接関係者から事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、条例第9条第2項の規定により、市長への報告を求めるとともに、大阪府警察への届出を指導しなければならない。

2 市長は、契約の相手方の下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、契約の相手方に指導を求めるものとする。

3 市長は、契約の相手方又は下請負人等が不当介入を受け、適切に報告、届出が行われたと認められる場合にあつて、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、本要綱の運用にあたっては、大阪府警察等との密接な連携のもと行うものとする。

(入札参加除外措置等の公表)

第15条 市長は、第3条に基づき入札参加除外措置等を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、入札参加除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(入札参加除外措置の通知等)

第16条 市長は、第3条に基づく入札参加除外措置等又は第4条に基づく勧告等を決定したときは、遅滞なく当該有資格者に通知するものとする。

(委員会の設置)

第17条 市に、第3条に定める入札参加除外措置について審議を行うため委員会を設置する。

(委員会の組織)

第18条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者で組織する。

(1) 委員長 副市長

(2) 副委員長 行政経営部長

(3) 委員 総務部長、都市整備部長

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長は、委員に事故があるとき、又はその他の理由により委員長が特に必要と認めるときは、他の者を委員として指名することができる。

(会議)

第 19 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長はその議長になる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、大阪府警察等の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、説明を求めることができる。

6 委員長は、会議の審議結果を市長に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第 20 条 委員会の庶務は、行政経営部危機管理課において行う。

(守秘義務)

第 21 条 委員会の構成委員及び関係職員は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 10 月 13 日から施行する。

2 泉南市建設工事暴力団対策措置要綱は、平成 22 年 10 月 12 日をもって廃止する。

3 泉南市建設工事暴力団対策措置要綱の規定による指名除外は、泉南市暴力団等排除措置要綱の規定による入札参加除外とみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要件	期 間
1 個人である有資格者及び法人である有資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで。
2 有資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで。
3 有資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 有資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
5 有資格者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	